

健診結果等の保存期間について（現状）

	乳幼児健診	学校健診	事業主健診	特定健診	がん検診	肝炎ウイルス検診	骨粗鬆症検診・ 歯周疾患検診
根拠法律	母子保健法	学校保健安全法	労働安全衛生法	高確法	健康増進法		
実施主体 (データ管理者)	自治体	学校の設置者・学校	事業者	保険者	自治体		
健診機関から実施主体への提供形式の実態	紙	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式		
保存形式の実態	紙 または 自治体の業務システム	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式	電子形式 (規定)	紙 または 自治体の業務システム		
標準様式	有	有	有	有	無		
保存期間	規定なし	5年	5年(一般健診)	5年	5年	規定なし	

注：全ての健診・検診を網羅しているわけではない

現状

健診結果等は、必ずしも生涯にわたって保管されているわけではない。

生涯を通じた自己の健康管理にむけて（論点）

「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」^{注)}より抜粋

5-4 健診結果の保存と活用について

保険者は、蓄積された健診データを使用することにより、効果的・効率的な健診・保健指導を実施することが可能となる。また、被保険者・被扶養者は、生涯を通じた自己の健康管理の観点から、継続的な健診データの保管が望まれる。健診データを保有すべき期間は5年間であるが、保険者や被保険者・被扶養者は、できる限り長期間、健診データを保存し参照できるようにすることが望ましい。

注) 高確法に基づく特定健診・特定保健指導を中心に、健康増進法に基づく生活習慣病対策を推進するための効果的な健診・保健指導を実施するに当たり、事務担当者を含め、健診・保健指導に関わる者が理解しておくべき基本的な考え方や実施する際の留意点等を示したもの

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」 ※参考資料2

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項より抜粋

「生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴（アレルギー歴を含む）、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。」

検討すべき論点

生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、本人ができる限り長期間、健診結果等を活用できることが望ましいと考えられるかどうか。